

論点 4 : 論点 1～3 に共通するガバナンス確保の課題**—役員に活用されている専門家等のチェック体制**

- 論点 1～3 いずれのケースでも、役員として活用される専門家等を監視・監督（チェック）する仕組みが必要。

- チェック体制は、区分所有者又は専門性、実務経験が豊富にある専門家の派遣（外部による監視・監督）が想定される。

- 制度設計に際しては、現在の仕組み（資料 4-4-2～4-4-3）も参考に検討。